

全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、九州・沖縄ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の九州大学、長崎大学及び宮崎大学の理事又は副学長相当の者各1名
- (2) 別表に掲げる機関の理事又は副学長相当の者各1名
- (3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2018年12月21日から施行する。

別表（第3条関係）

国立大学法人	九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学、鹿児島大学、琉球大学
公立大学	福岡女子大学
私立大学	九州産業大学、沖縄科学技術大学院大学

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員